

株 主 各 位

神戸市灘区灘北通十丁目1番14号



代表取締役社長 畑 中 浩

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区豊崎三丁目9番1号
ホテルサンルート梅田 本館2階「太陽の間」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第67期（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）事業報告
及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社のウェブサイト（<http://www.itoyogyo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、中国を始めとするアジア新興国の成長ペース鈍化や資源国の経済悪化により、全体的に緩やかな減速感を持ちつつも、雇用・所得環境の着実な改善が続かなかで、各種政策の効果もあって、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

当社の関連する業界におきましては、公共投資は一定の水準を維持しつつも緩やかに減少しておりますが、国土交通省の平成27年度道路関係予算基本方針及び補正予算に関連する公共事業、また、2020年の東京オリンピック開催に向け、「道路の老朽化対策」「自転車通行空間の整備」「無電柱化の推進」「ゲリラ豪雨対策」などの方針が掲げられており、大規模化・甚大化する水害・土砂災害や大規模地震等に備えるための防災・減災対策とともに、高度経済成長期以降に整備されたインフラの老朽化対策を始めとした公共投資及び民間設備投資について発注の準備が進められております。さらに、具体的施策として、自民党無電柱化小委員会により「無電柱化の推進に関する法案」が検討・具体化されつつあります。

このような状況の中で、当社は中期ビジョンとして「自ら需要をつくれる企業」、単年度においては「Quality of Job－磨きをかける。攻めの姿勢と既存のバリュー－確実な成果へ」という社内スローガンを経営方針として掲げ、事業を推進いたしました。

製商品に関しましては、交通事故対策ともなる自転車通行の優位性強化製品である「ライン導水ブロック」等の道路製品の販売促進活動を推進するとともに、中期ビジョンの核となる、歩車道や側溝等の既設埋設物のない空間を有効活用することができる無電柱化製品「D. D. BOX300」、歩道のない狭あい道路に適応した「D. D. BOX Neo」及び歩道のある道路に最適な「D. D. BOX Pleon」、また、新製品として特に景観に配慮する必要がある道路に適応した「S. D. BOX」の開発など、既存製品の付加価値を高める技術開発を導入しながら知的財産権の取得に注力し、公共事業だけでなく民間事業への積極的な営業活動を進めてまいりました。加えて、技術開発における異業種連携の一環として、通信技術の専門企業と道路交通安全対策技術における共同開発契約を締結し、次世代の技術開発・製品開発への取り組みにも継続して取り組んでまいりました。

また、国内市場だけでなくアジアを中心とした海外市場にも目を向け、開発本部及び営業推進部を中心に、民間市場における環境対策商品である「ヒュームセプター」や「ドルフィンウォーターケア」などの独自性・優位性をさらに高めた製商品の販売強化と同時に、タイにて開催されたセミナー参加などによる海外市場開拓、加えて海外市場における環境商材等を発掘し、国内での展開にも取り組むなど、中期ビジョンである「自ら需要をつくれる企業」に向けた実践、永続企業に必要となる「持続可能な収益モデル」の早期確立等に注力してまいりました。

生産面におきましては、「品質と生産効率の両立」を強化するため、一昨年に完成した新たなプラントの有効活用など生産設備を充実させ、加西工場及び多紀製造所における生産体制の強化に注力いたしました。

加えて、中長期における「持続可能な収益モデル」の実現に向け、人的投資や戦略的投資などの各種投資を積極的に行ってまいりました。

当事業年度における具体的諸施策は、次のとおりであります。

- ① 「新たな収益モデルのステージ」の構築
- ② 「開発業務に至るプロセスおよび切り口」の再編
- ③ 「既存チャンネルでの営業戦術」の革新
- ④ 「新製商品の販売強化」の意識共有
- ⑤ 「新たな生産体制の進捗」の客観的検証
- ⑥ 「保有資産の有効活用」の強化
- ⑦ 「社内体制強化」の継続

その結果、当事業年度の売上高は23億48百万円（前事業年度比4.1%減）、営業利益は14百万円（前事業年度比32.7%減）、経常利益は20百万円（前事業年度比30.4%減）、当期純利益は18百万円（前事業年度比47.0%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度中の設備投資の主なものは、「ライン導水ブロック」「台付管」等製造用の型枠や機械装置等への新規設備投資及び更新、工場内の舗装工事であり、その総額は53百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しといたしましては、中国経済の低迷を始めに、中東不安などの不安要素も存在しておりますが、安倍政権の政策や日銀の市場介入による金融緩和策の継続強化などの各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調が続くことが見込まれます。

当社関連市場におきましても、2020年開催の東京オリンピックに関連するインフラ整備や各種民間開発が本格化されることが予想されており、国土交通省の平成28年度道路関係予算において掲げられた「東日本大震災からの復興」を加速させるとともに、防災・減災、老朽化対策、メンテナンス、耐震化への対応が求められます。

このような環境の中、当社は社是の下、中期ビジョンの実現に向け、公共事業だけでなく民間市場や海外市場にも積極的に参入することで下期偏重となっている収益構造の改善を図るとともに、永続企業に必要となる「持続可能な収益モデル」の早期確立、そして次のステップとして、「新たなビジネスモデルのステージ」を描き、既存製品の進化だけではなく、新製品と組み合わせることで新たな価値を生み出していくことに引き続き注力してまいります。また、平成28年度の課題である「販売における戦略と教育及びその活動の一元化」に取り組んでまいります。

そのためにも、当社は「自ら需要をつくれる企業」として正確な情報により方向を見極め、当社の強みである付加価値の高い既存製商品の独自性・優位性を高める周知活動の徹底強化、知的財産権を活用した製商品開発、異業種連携による新たなネットワークの構築、当社が保有する資産の更なる有効活用、それらを推進するための各種投資等を積極的に行ってまいります。

具体的な対処すべき課題は、次のとおりであります。

- ① 「新たな収益モデルのステージ構築」を推進
- ② 「開発業務の方向性と切り口」の確認
- ③ 「営業戦略の構築とシステムの一元化」を推進
- ④ 「新製商品の販売強化」の認識共有
- ⑤ 「生産効率と品質の両立」を強化
- ⑥ 「保有資産の創出と有効活用」を推進
- ⑦ 「社内体制強化」の認識共有と強化

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 64 期 平成25年3月期	第 65 期 平成26年3月期	第 66 期 平成27年3月期	第67期(当期) 平成28年3月期
売 上 高 (千円)	2,391,744	2,589,405	2,449,545	2,348,740
経 常 利 益 (千円)	43,979	76,025	29,557	20,578
当 期 純 利 益 (千円)	32,349	60,433	34,756	18,419
1株当たり当期純利益 (円)	10.84	20.25	11.64	6.17
総 資 産 (千円)	3,907,137	4,066,397	3,994,978	4,021,463
純 資 産 (千円)	3,096,901	3,145,549	3,170,808	3,158,743

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。なお、自己株式数に関する事項につきまして、後述の「2. 会社の株式に関する事項」に記載しております。
2. 第64期は、東日本大震災後、公共事業関係費が復興、防災関連に優先配分されており、売上高は第63期を10.8%上回っております。また、経営方針として「攻・守」の「攻」に重きを置いた「攻守交代ー守る為の変革から攻める為の行動へー」を掲げ事業を推進した結果、利益面においても増益となっております。
- 第65期は、東日本大震災の復興事業や経済対策による公共事業及び道路関係の公共事業が堅調に推移したことから、売上高は第64期を8.3%上回っております。また、新製商品の開発及び販売促進に尽力するとともに、人的投資や戦略的投資などの各種投資を積極的に行っておりますが、利益面においても増益となっております。
- 第66期は、消費税引き上げ前の駆け込み需要に伴う大幅な需要減があったこと等から、売上高は第65期を5.4%下回っております。
- 第67期（当期）の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

特記すべき事項はありません。

(7) 主要な事業内容

区 分	主 要 製 ・ 商 品 等
コンクリート製品関連事業	道路関連製品、バイコンパイプ、バイコンマンホール、ゴムジョイント、環境関連商品等
建築設備機器関連事業	空調設備を中心とする建築設備関連機器の販売・施工、メンテナンス
不 動 産 関 連 事 業	賃貸用マンション・駐車場等の賃貸、管理

(注) コンクリート製品の成形方法として、水セメント比の小さな生コンクリートを、高周波の振動（バイブレーション）と成形終盤の圧縮力（コンプレッション）により強固に締め固め、成形終了後、即時に脱型する製法をバイコン製法といいます。当社のコンクリート製品は、このバイコン製法により製造しているため、主力製品であるパイプ・マンホール等については「バイコン」の名を冠しております。

(8) 主要な営業所及び工場

- ① 本 店 神戸市灘区灘北通十丁目1番14号
- ② 営業所及び工場

大 阪 本 部	大阪市北区	加 西 工 場	兵庫県加西市
大 阪 営 業 所	大阪市北区	多 紀 製 造 所	兵庫県篠山市
東 京 支 店	東京都中央区		
神 戸 営 業 所	神戸市灘区		
岡 山 営 業 所	岡山県瀬戸内市		

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
名 111	名 △4	歳 43.1	年 12.8

- (注) 1. 上記従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ小数点第2位を四捨五入して表示しております。

(10) 主要な借入先

特記すべき事項はありません。

(11) その他株式会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 14,270,000株
 ② 発行済株式の総数 3,568,000株（自己株式582,165株を含む）
 ③ 当事業年度末の株主数 1,090名（前期末比72名減）
 ④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数	持株比率
畑 中 千 弘	900,400株	27.84%
伊 藤 泰 博	354,400	10.96
畑 中 浩 太 郎	265,100	8.20
畑 中 雄 介	265,100	8.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	248,400	7.68
伊 藤 友 紀	163,800	5.06
栗 岡 千 絵	163,800	5.06
イトーヨーギョー社員持株会	35,800	1.11
山 内 寛 之	25,100	0.78
畑 中 浩	23,000	0.71

- (注) 1. 上記の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）は、当社の株式を従業員に給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的とした「株式給付型ESOP信託」（以下、「ESOP信託」という）を導入したことによるものです。
2. 持株比率は、自己株式(582,165株)のうち、ESOP信託所有自己株式(248,400株)を除く、当社所有自己株式(333,765株)を控除して計算し、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	畑 中 浩	コンクリート営業本部長 兼 経営管理本部長
常務取締役	神 代 丈 生	開発本部長 兼 技術開発部長 兼 生産技術部長
取 締 役	高 岡 薫 生	開発本部副本部長
取 締 役	岡 博	
監 査 役 (常勤)	鑄 方 徳 亮	
監 査 役	喜 多 秀 樹	弁理士
監 査 役	藤 原 信 介	税理士

- (注) 1. 取締役岡博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役喜多秀樹及び藤原信介の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役岡博氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役藤原信介氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 霞良治氏は、平成27年6月26日開催の第66回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額	摘 要
取 締 役 (うち社外取締役)	4人 (1人)	48,450千円 (1,800千円)	
監 査 役 (うち社外監査役)	4人 (2人)	7,200千円 (2,400千円)	
計	8人	55,650千円	

- (注) 1. 株主総会の決議(平成26年6月27日)による取締役報酬限度額は年額150,000千円であります。
2. 株主総会の決議(平成12年2月24日)による監査役報酬限度額は年額20,000千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役岡博氏、社外監査役喜多秀樹氏及び社外監査役藤原信介氏は、いずれも重要な兼職はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	岡博	当事業年度に開催された臨時取締役会以外の取締役会のすべてに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
監査役	喜多秀樹	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席いたしました。取締役会においては適宜、発言及び質問を行っております。監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。
監査役	藤原信介	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席いたしました。取締役会においては適宜、発言及び質問を行っております。監査役会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 報酬等の額	14,000千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

- (注) 1. 監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従来の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

特記すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要がある
と判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締
役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当
すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を
解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集さ
れる株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたし
ます。

なお、会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任若しくは不再任の決定を
行います。

6. 会社の体制及び方針

当社は、平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づく業
務の適正を確保するため、「内部統制システムに関する基本方針」を以下のとおり整
備し、会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めます。また、
必要に応じて見直しを行い、実効性のある体制の構築に努めます。

(1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するこ
とを確保するための体制

① 当社及び子会社のすべての取締役及び使用人は、企業理念及び社是に基づい
た行動を行い、法令・社会規範を遵守するとともに、「取締役会規程」その他関
連規程を制定し、実効性ある内部統制システムの構築に努めております。

② 当社及び子会社は監査役制度を採用し、監査役は取締役会及びその他の重要
な会議に出席するほか、「監査役会規程」に基づき、内部統制システムの有効性
と機能を監査し、不正の発見・防止及びその是正を行っております。

③ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、社会的信頼の維持
及び業務の公正性を確保するためのコンプライアンス体制の基礎として、当社
代表取締役社長を議長とする「コンプライアンス推進チーム」及び「クロス・
ファンクショナル・チーム」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審
議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、当社及び子会社
の取締役及び使用人への啓蒙・教育を行っております。

④ 内部監査部門として、業務執行ラインから独立した当社代表取締役社長直轄
の監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、当社各部門及び当社子会社の業
務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結
果を当社代表取締役社長へ報告を行っております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 法令及び「取締役会規程」の定めるところに従い、取締役の職務の執行に係る取締役会の議事録を作成し、適切に保管・管理しております。
 - ② 各部署の業務遂行に伴って「職務権限規程」に従って決裁される案件は、電子システムあるいは書面によって決裁し、適切に保管・管理しております。
 - ③ 管理部を主管部署として秘匿管理に配慮した厳格な保管・管理を行い、取締役、監査役等から業務上の必要により閲覧の申請があった場合には、閲覧できる仕組みとしております。
 - ④ 「文書管理規程」、「情報システム管理規程」等を定め、これに基づき情報を保管・管理するものとし、管理水準の向上を図っております。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社は、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等を整備し、取締役及び使用人の権限と責任を明確に定めるとともに、これに基づくリスク管理体制を構築することにより、リスクの発生率低減を図るとともに、リスクを早期に発見し、必要な対策を検討・実行することにより、万一発生したリスクの会社に与える被害を最小化に努めております。子会社においても、その規模及び特性等を踏まえ、当社の社内規程等に準じた体制を構築し、損失の危険等の管理に係る体制を整備しております。
 - ② 当社及び子会社において、全社的・組織横断的なリスクのマネジメントについては、当社代表取締役社長を本部長とした経営管理本部を管理責任部門として任命し、関連部署は担当取締役とともにリスク管理体制を構築するとともに、その責任の下、リスク管理マニュアルを策定する等の具体的対策に努め、必要に応じて第三者の助言を求めて迅速な対応を行っております。
- (4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び子会社は、取締役会を設置し、「取締役会規程」に基づき、会社の重要な業務執行の決定及び個々の取締役の職務の執行の監督を行っております。また、取締役による職務執行の監督機能を維持・向上するため、社外取締役を継続的に選任し、公正かつ適正に業務を執行しております。
 - ② 当社及び子会社は、効率的で機動的な経営を行うための基礎として、原則として取締役会を月1回開催するほか、取締役会の構成は小規模なものとし、業務執行については明確な形で執行役員及び使用人に権限を委譲しております。
 - ③ 取締役会は、中期経営計画及び各年度の予算を定め、達成すべき目標を明確化し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題及びその実施計画を立案・実行し、その進捗状況の管理を行っております。

- ④ 取締役会の決定に基づく職務執行は、「組織規程」、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、責任と権限を明確に定めるとともに、効率的に執行できる体制としております。
 - ⑤ 取締役の監督機能と業務執行機能を分離するために執行役員制度を導入し、「執行役員規程」に基づき、意思決定の迅速化と責任の明確化を推進しております。
 - ⑥ 当社は、取締役及び執行役員等で構成する「情報ブリーフィング」を定期的
に開催し、業務執行上の重要課題について報告を行っております。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社においては自主的経営を基本としておりますが、当社が子会社の経営内容を的確に把握するために、業績・財務状況、重要な報告事項を定期的に当社へ報告することを子会社の各取締役が義務付け、当社及び子会社の事業に関して、重要な案件は事前に協議し相互に密接な連携のもとに経営を円滑に運営、事業の発展を図るため「関連会社管理規程」に基づき、子会社の経営状況等を管理する体制を図っております。
 - ② 子会社のコンプライアンス体制及びリスク管理等は、当社経営管理本部が網羅的・統括的に管理しております。
 - ③ 「関連会社管理規程」に基づき、子会社の管理基準を明確化し、当社及び子会社の意志の疎通を図り、円滑なグループ活動と技術、生産、営業、販売の諸問題につき協調を促進するため、定期的に関連会社連絡会議を開催しております。
 - ④ 子会社に対する監査は、当社「内部監査規程」に基づき、当社監査部門が定期的に監査を実施し、その結果を当社代表取締役社長へ報告を行っております。
- (6) 当社及び子会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社及び子会社は、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する必要が生じた場合、または監査役から要請がある場合には、当社代表取締役社長と協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を選任し、監査業務に必要な事項を命令することができます。また、必要に応じて管理部に所属する者も職務の補助にあたるものとしております。
 - ② 選任期間中の当該使用人に対する指揮権は監査役に移譲され、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとしております。当該使用人の任免・異動・人事評価については、監査役と事前に協議を行い、承認を得たうえで決定するものとしております。
 - ③ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役の職務の補助を優先するものとしております。

- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、「監査役会規程」に基づき、監査役から業務の執行状況について報告を要請された場合、迅速に報告及び情報提供を行っております。
 - ② 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼす又はそのおそれのある法令、定款違反などの事実を発見した場合は、遅滞なく監査役に報告するものとしております。また、上記に係わらず、監査役はいつでも必要に応じて当社及び子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができます。
 - ③ 当社監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人等に対し、不正な目的で通報を行った場合を除き、報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを一切禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人等に周知徹底しております。
 - ④ 当社及び子会社の監査役は、取締役の意思決定に関し善管注意義務・忠実義務等の履行状況を監視・検証するため、取締役会及びその他の重要な会議に出席するほか、稟議書、契約書等の業務執行に係る重要な文書については監査役の判断に基づき随時閲覧できるものとし、必要があると認められるときは、当社及び子会社の取締役及び使用人等に説明を求めるとともに意見を述べております。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役のうち半数以上を社外監査役とし、独立性を強化しております。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査役相互の情報・意見交換を通じて課題を共有するとともに、必要に応じて随時協議を行っております。
 - ② 監査役は、代表取締役社長、内部監査人及び会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催するものとし、必要に応じて弁護士、公認会計士、コンサルタントその他外部アドバイザーを任用しております。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社及び子会社に対し必要な費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理しております。

(10) 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、有効かつ適切な内部統制の整備及び運用する体制を構築しております。
- ② すべての取締役及び使用人は、「統制環境」「リスクの評価と対応」「統制活動」「情報と伝達」「モニタリング（監視活動）」「IT（情報技術）への対応」の6つの基本的要素を業務に取り込み、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を行うこととしております。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、改正会社法が施行された2015年5月1日以降の1年間の主な運用状況は以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役会は12回開催しました。その他、監査役会は12回、コンプライアンス体制の基礎となるクロス・ファンクショナル・チーム会議は6回、情報ブリーフィングは20回開催いたしました。また、警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、兵庫県企業防衛対策協議会にも定例会議に2回参加しております。
 - ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づく監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、監査室、会計監査人との間で意見を交換し、各事業所を視察する等の情報交換を図っております。
 - ③ 監査室は、「監査計画書」や「J-SOX基本方針書」に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。
- (12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、毅然とした態度で臨み、取引関係その他の一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。また、管理部を統括部門として、企業防衛対策協議会への加盟、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して積極的な情報の収集・管理を行いながら、不当要求を受けた場合への解決を図る体制を整えております。

本事業報告中の記載金額及び株数は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,877,532	流 動 負 債	550,186
現金及び預金	672,577	支払手形	317,133
受取手形	312,663	買掛金	76,296
電子記録債権	17,742	未払金	44,834
売掛金	288,850	工事未払金	49,892
完成工事未収入金	144,435	繰延税金負債	335
商品及び製品	367,294	未払費用	1,080
原材料及び貯蔵品	44,633	未払法人税等	6,732
前払費用	4,825	預り金	10,133
その他	24,994	リース債務	12,652
貸倒引当金	△485	完成工事補償引当金	389
固 定 資 産	2,143,930	賞与引当金	7,400
有 形 固 定 資 産	1,505,535	その他	23,306
建物	208,482	固 定 負 債	312,533
構築物	60,423	長期未払金	87,000
機械装置	62,756	繰延税金負債	70,120
車両運搬具	0	退職給付引当金	106,582
工具、器具及び備品	16,097	リース債務	35,443
土地	1,130,188	その他	13,387
リース資産	23,315	負 債 合 計	862,719
建設仮勘定	4,270	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	10,925	株 主 資 本	3,122,795
ソフトウェア	2,792	資 本 金	500,000
電話加入権	818	資 本 剰 余 金	249,075
リース資産	7,314	資 本 準 備 金	249,075
投 資 そ の 他 の 資 産	627,470	利 益 剰 余 金	2,591,466
投資有価証券	92,900	利 益 準 備 金	61,400
関係会社株式	52,518	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,530,066
破産更生債権等	36,327	固定資産圧縮積立金	133,083
長期前払費用	4,488	別 途 積 立 金	1,920,000
投資不動産	461,288	繰越利益剰余金	476,983
その他	16,273	自 己 株 式	△217,746
貸倒引当金	△36,327	評 価 ・ 換 算 差 額 等	35,948
		その他有価証券評価差額金	35,948
資 産 合 計	4,021,463	純 資 産 合 計	3,158,743
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	4,021,463

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,348,740
売 上 原 価		1,471,659
売 上 総 利 益		877,080
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		862,705
営 業 利 益		14,375
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,895	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	242	
為 替 差 益	1,071	
そ の 他	4,953	8,163
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	680	
そ の 他	1,279	1,960
経 常 利 益		20,578
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	249	
災 害 に よ る 損 失	1,700	1,949
税 引 前 当 期 純 利 益		18,628
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,880	
法 人 税 等 調 整 額	△3,670	209
当 期 純 利 益		18,419

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)
(至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資 準 備 本 金	利 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 積 立 金	途 金	繰 越 利 益 金
当 期 首 残 高	500,000	249,075	61,400	130,556	1,920,000	481,992	2,593,948
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△20,901	△20,901
当 期 純 利 益						18,419	18,419
自 己 株 式 の 取 得							
固定資産圧縮積立金の積立				3,292		△3,292	—
固定資産圧縮積立金の取崩				△765		765	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当 期 変 動 額 合 計				2,527		△5,009	△2,481
当 期 末 残 高	500,000	249,075	61,400	133,083	1,920,000	476,983	2,591,466

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 合 計	
当 期 首 残 高	△217,708	3,125,315	45,492	45,492	3,170,808
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△20,901			△20,901
当 期 純 利 益		18,419			18,419
自 己 株 式 の 取 得	△38	△38			△38
固定資産圧縮積立金の積立		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△9,544	△9,544	△9,544
当 期 変 動 額 合 計	△38	△2,520	△9,544	△9,544	△12,064
当 期 末 残 高	△217,746	3,122,795	35,948	35,948	3,158,743

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価額に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

① 商品・製品・原材料

総平均法による原価法

② 未成工事支出金

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) リース資産以外の有形固定資産(投資不動産を含む)

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 4年～50年

機械及び装置 9年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

請負工事の補修による費用支出に備えるため、保証期間内の補修費用見込み額に基づき計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号平成24年5月17日）第50項（1）第3号、年金資産の期末時価及び当事業年度末における株式給付規程に基づく期末勤務ポイントに基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

売上の計上基準は、原則として出荷基準によっておりますが、建築設備部の売上は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

また、商品のうち輸入機械の据付工事を含む契約については、据付完了時点で売上を計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

当社は、従業員の新しい福利厚生サービスとして当社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付型E S O P」（以下「本制度」という）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規定に基づき、一定の資格等級以上の当社の従業員が退職した場合等に、退職者等に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に当社の業績と従業員の人事考課結果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時等に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。退職者等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。当該信託設定に係る金銭は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

本制度の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的利益を収受することができるため、株価を意識した業績向上への勤労意欲を高める効果が期待できます。また、本信託の信託財産である当社株式についての議決権行使には、受益者候補である従業員の意思が反映されるため、従業員の経営参画意識を高める効果が期待できます。

2. 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数

前事業年度38百万円、248千株、当事業年度38百万円、248千株

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	68,002千円
土	地	220,257千円
計		288,259千円

(2) 担保に係る債務 一千円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額

(1) 有形固定資産 3,434,425千円

(2) 投資不動産 592,808千円

3. 貸出コミットメント契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関1行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末における貸出コミットメントに係る借入金実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	300,000千円
借入金実行残高	一千円
差引残高	300,000千円

4. 財務制限条項

コミットメント契約には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合は、貸付人の請求により、直ちにその債務全額を返済することになっております。

(1) 借入人は、平成28年3月決算期の末日における借入人の単体の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成27年3月決算期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額の75%以上に維持すること。

(2) 借入人は、平成28年3月決算期の末日における借入人の単体の損益計算書及び単体のキャッシュ・フロー計算書において、以下の計算式の基準値が0未満とならない状態を維持すること。

基準値＝経常損益＋減価償却費

(損益計算書に関する注記)

特記すべき事項はありません。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	3,568,000	—	—	3,568,000

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	582,131	34	—	582,165

(注)1 当社は、平成23年11月25日開催の取締役会において、「株式給付型ESOP信託」を導入することを決議いたしました。この導入に伴い、平成23年12月16日付で日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)が当社株式を250,000株取得しております。なお、平成28年3月31日現在において信託口が所有する当社株式248,400株を自己株式に含めて記載しております。

(注)2 (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 34株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	22,639	7	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金1,738千円を含んでおります。

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	19,405	6	平成28年 3月31日	平成28年 6月30日

(注) 配当金の総額には、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)に対する配当金1,490千円を含んでおります。

4. 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項

(1) 当期首及び当期末の自己株式数に含まれる信託が保有する自社の株式数

当期首 248,400株 当期末 248,400株

(2) 当期に増加又は減少した自己株式数に含まれる信託が取得又は売却、交付した自社の株式数

増加 一株 減少 一株

(3) 配当金の総額に含まれる信託が保有する自社の株式に対する配当金額

1,738千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にコンクリート製品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金のうち自己資金でまかなえない部分は金融機関、あるいは資本市場より調達することとしております。一時的な余資は定期預金等、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金は銀行借入により調達する方針であります。なお、現状では銀行借入金等の資金調達はありません。デリバティブ取引はリスク回避する手段に限定して利用することとし、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携、あるいは資本提携等を目的とする株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品及び原材料等の輸入に伴う外貨建ての債務があり、為替の変動リスクに晒されております。外貨調達は実需の範囲内で必要都度、機動的に行っております。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。なお、決算期末日現在デリバティブ取引に該当する取引はありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、取引権限を定めた社内規程に則り、各事業部門及び管理部が主体となって主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての仕入債務について、月次で通貨別には為替の変動リスクは把握しつつ実需の範囲で必要最小限を調達するポジションを維持し、為替相場に対してはニュートラルな姿勢で対応することとしております。なお当社は決算期末日現在外貨建ての売掛債権はありません。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経理財務室が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の2か月分相当に維持すること、また、金融機関からのコミットメントラインの取得などによる資金調達手段の多様化などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

科目	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	672,577	672,577	—
(2) 受取手形	312,663	312,687	24
(3) 電子記録債権	17,742	17,744	1
(4) 売掛金	288,850	288,854	3
(5) 完成工事未収入金	144,435	144,435	—
(6) 投資有価証券			
① その他有価証券	89,900	89,900	—
(7) 破産更生債権等	36,327		
貸倒引当金（※1）	△36,327		
	—	—	—
資産計	1,526,170	1,526,199	29
(1) 支払手形	317,133	316,930	△202
(2) 買掛金	76,296	76,296	—
(3) 工事未払金	49,892	49,892	—
(4) 未払金	44,834	44,798	△35
(5) 長期未払金	87,000	83,587	△3,412
負債計	575,157	571,505	△3,651

（※1）破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 資産

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形、③ 電子記録債権、④ 売掛金、⑤ 完成工事未収入金

時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

⑥ 投資有価証券

時価の算定方法は、取引所の価額によっております。

また、その他有価証券において、種類ごとの取得価額、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得価額	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	(1) 株式	35,622	81,956	46,333
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	5,075	6,737	1,661
	小計	40,697	88,693	47,995
貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	(1) 株式	1,429	1,207	△222
	(2) 債券	—	—	—
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	1,429	1,207	△222
合計		42,127	89,900	47,772

⑦ 破産更生債権等

時価は、帳簿価額から個別貸倒引当金を控除した額により算定しております。

(2) 負債

① 支払手形、② 買掛金、③ 工事未払金、④ 未払金、⑤ 長期未払金

時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

科目	区分	貸借対照表計上額
投資有価証券(※1)	非上場株式	3,000
関係会社株式	非上場株式	52,518

(※1) 市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(6) 投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪府、兵庫県及び岡山県において、賃貸用オフィスビル、賃貸用商業施設、賃貸用住宅、賃貸用駐車場等を有しております。

2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			決算日における 時価
	当事業年度期首 残高	当事業年度 増減額	当事業年度末 残高	
遊休地	626,688	△14,696	611,991	1,531,101
オフィスビル	250,443	△1,402	249,041	154,811
商業施設	28,605	△2,144	26,460	42,000
住宅	162,226	△8,405	153,820	332,044
駐車場等	31,988	14,598	46,584	157,500
合計	1,099,953	△12,052	1,087,900	2,217,457

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 主な変動

増加	新規賃貸不動産の増加	14,620千円
減少	遊休地の転用	14,620千円
	減価償却の進行	12,052千円

3. 当事業年度の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に準ずる評価書等に基づく金額であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、34,626千円であります。なお、賃貸収益は売上高、主な賃貸費用は売上原価に計上しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
欠損金	167,834千円
未払役員退職金	30,301千円
賞与引当金	2,279千円
たな卸資産評価損	10,085千円
退職給付引当金	32,593千円
貸倒引当金	11,258千円
固定資産減損損失	16,707千円
投資有価証券評価損	21,069千円
その他	2,855千円
繰延税金資産小計	<u>294,981千円</u>
評価性引当額	<u>△294,981千円</u>
繰延税金資産合計	<u>－千円</u>
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△58,631千円
その他有価証券評価差額金	<u>△11,824千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△70,455千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△70,455千円</u>

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額が3,292千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が3,292千円減少しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

特記すべき事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

特記すべき事項はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1,057円91銭

1株当たり当期純利益 6円17銭

(注) 総額法の適用により計上された自己株式については、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。

期末の当該自己株式の数 248,400株 期中平均の当該自己株式の数 248,400株

(重要な後発事象に関する注記)

特記すべき事項はありません。

(その他の注記)

記載金額は、表示の数値未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社イトーヨーヨー
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 藤 本 亮 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 橋 潔 弘 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーヨーヨーの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月13日

株式会社イトーヨーギョー 監査役会

常勤監査役 鑄 方 徳 亮 ㊤

監 査 役 喜 多 秀 樹 ㊤

監 査 役 藤 原 信 介 ㊤

(注) 監査役喜多秀樹及び監査役藤原信介は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営施策の一つとして位置付け、安定的な配当を継続して行うことを基本としつつ、各事業年度の業績と将来の事業展開を勘案し、業績に応じた適正な利益配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況及びキャッシュ・フローの安定、将来の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額 19,405,410円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役4名全員は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	はたなか ひろし 畑中 浩 (昭和31年7月23日生)	昭和54年4月 株式会社住友クレジットサービス (現 三井住友カード株式会社)入社 平成6年4月 恒菱株式会社(当時 当社の子会社) 入社 平成6年12月 同社取締役 平成14年6月 当社取締役 平成15年3月 恒菱株式会社代表取締役常務 平成18年4月 当社代表取締役副社長 兼 営業本部長 平成20年4月 当社代表取締役社長(現任) 平成21年11月 当社生産部長 平成22年4月 当社商事部長 平成23年5月 当社コンクリート営業本部長 (現任) 平成26年10月 当社経営管理本部長(現任)	23,000株
2	くましろ たけお 神代 丈生 (昭和40年10月20日生)	平成2年4月 三井道路株式会社(現 三井住建 道路株式会社)入社 平成11年4月 当社入社 平成21年4月 当社技術開発部長 平成22年4月 当社執行役員開発本部長 兼 技術開発部長 兼 生産技術部長 平成23年6月 当社取締役開発本部長 兼 技術開発 部長 兼 生産技術部長 平成27年4月 当社常務取締役開発本部長 兼 技術 開発部長 兼 生産技術部長(現任)	0株
3	たかおか しげお 高岡 薫生 (昭和44年5月28日生)	平成8年4月 日本海工株式会社入社 平成15年6月 当社入社 平成21年4月 当社技術開発部次長 平成24年4月 当社開発本部副本部長 兼 開発営業 部長 兼 技術開発部次長 平成26年6月 当社取締役開発本部副本部長 兼 開発営業部長 兼 技術開発部次長 平成27年8月 当社取締役開発本部副本部長 (現任)	3,600株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社株式の数
4	おおか ひろし 岡 博 (昭和22年9月24日生)	昭和46年7月 三菱重工業株式会社入社 平成16年4月 三菱重工空調システム株式会社(現 三菱重工冷熱株式会社) 代表取締役 社長 平成26年6月 当社取締役(現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡博氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は岡博氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
3. 岡博氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社経営に有用な助言をいただけるものと判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、定款の定めに基づき岡博氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同氏と当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役藤原信介氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
ふじわら しんすけ 藤原信介 (昭和46年12月9日生)	平成8年4月 藤原敬三税理士事務所入所 平成14年4月 税理士登録 藤原信介税理士事務所開設 平成25年6月 当社監査役(現任)	0株

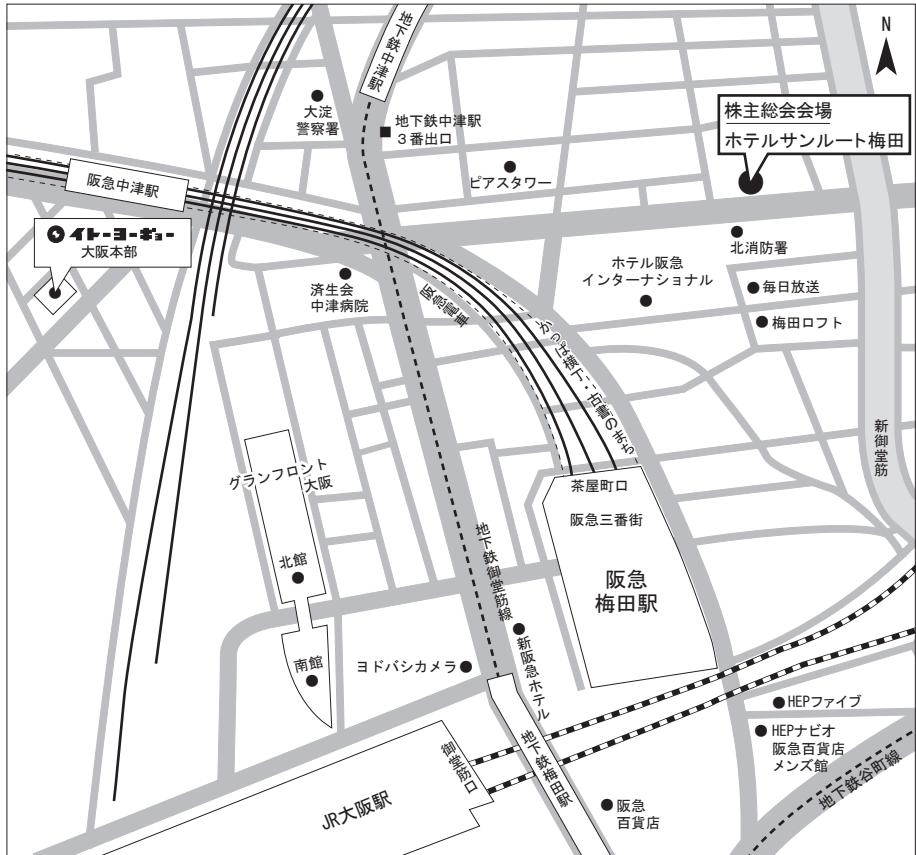
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤原信介氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、当社は藤原信介氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
3. 藤原信介氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与されたご経験はありませんが、長年にわたり税理士として税務に携わってこられたご経験を通じて培ってこられた財務及び会計に関する高度な知見からの視点に基づき社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、定款の定めに基づき藤原信介氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には、同氏と当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする予定であります。

以上

メ モ 欄

株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市北区豊崎三丁目 9 番 1 号
ホテルサンルート梅田 本館 2 階「太陽の間」
電話 06 (6373) 1111



[交通のご案内]

- 地下鉄御堂筋線「中津駅」3番出口より徒歩約4分、「梅田駅」より徒歩約10分
- 阪急電車「梅田駅」茶屋町口より徒歩約5分
- JR「大阪駅」御堂筋口より徒歩約10分

※駐車場はご用意いたしておりませんので、公共交通機関をご利用ください。